13　初　期　利　子	令和７年10月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.9}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年４月１日及び10月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償　還　期　限	令和９年４月１日
16　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　払　込　期　日	令和７年５月８日

○財務省告示第百六十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年五月十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年六月十一日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）（第178回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5　発行額	額面金額で3,682,650,000円
6　払込金額	3,704,009,370円
7　最低額面金額	50,000円
8　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9　発行日	令和７年５月14日
10　発行価格	額面金額100円につき100円58銭
11　利率	年1.0％
12　経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{55}{365}$
13　初　期　利　子	令和７年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償　還　期　限	令和12年３月20日
16　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　払　込　期　日	令和７年５月14日

○財務省告示第百六十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年五月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年六月十一日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第378回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5　発行額	額面金額で19,455,300,000円
6　払込金額	19,523,393,550円
7　最低額面金額	50,000円
8　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9　発行日	令和７年５月８日
10　発行価格	額面金額100円につき100円35銭
11　利率	年1.4％
12　経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.4}{100}$×$\frac{49}{365}$
13　初　期　利　子	令和７年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償　還　期　限	令和17年３月20日
16　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　払　込　期　日	令和７年５月８日

○財務省告示第百六十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年五月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年六月十一日　　財務大臣　加藤　勝信